

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十五号

平成二十八年

六月十七日

金曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………四
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………四
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………四
- 参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間……………四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山梨維新の会	小沢 鋭 仁	柴田 寧	甲府市德行二一六一二八	平成二十八年五月十四日	平成二十八年五月十七日
自由民主党山梨県西八代郡第	遠藤 浩	佐野慎一郎	西八代郡市川三郷町市川大門一五六八一	平成二十八年	平成二十八年

区分			名称		代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	旧	新	自由民主党増穂支部		山中邦雄	千野公洋	甲斐市名取七三二―二	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月二十五日
政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届									
その他の政治団体									
ゆかの会									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
宮澤由佳		宮澤由佳		宮澤紀夫		甲府市相生二―一―二清田ビル三階		平成二十八年五月二十日	
国会議員関係政治団体の区分									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
前原昇		前原昇		柳場正喜		甲府市国母七―九―四〇		平成二十八年五月二十六日	
高野つよし後援会									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
桜田力を支援する力和会		桜田力		小野毅		南アルプス市下市之瀬一五九		平成二十八年五月二十日	
清水としゆき後援会		清水敏行		清水敏行		北杜市高根町蔵原二四七六		平成二十八年六月五日	
国会議員関係政治団体の区分									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体		高野剛		参議院議員(候補者)	
公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類		設立年月日	
高野つよし		高野つよし		高野つよし		公職の候補者に係る公職の種類		平成二十八年五月二十六日	
公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類		平成二十八年五月二十日	
公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類		平成二十八年六月十日	
自由民主党山梨県甲府市第七支部									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
宮本秀憲		宮本秀憲		野本信仁		甲府市国母六―一―一三		平成二十八年五月十日	
自由民主党山梨県中央市第一支部									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
河西敏郎		河西敏郎		村松公人		中央市成島二三三三		平成二十八年五月二十日	
支部									
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
一支部		一支部		一支部		一支部		平成二十八年五月十四日	
名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		設立年月日	
一支部		一支部		一支部		一支部		平成二十八年五月十三日	

旧	山梨県防衛を支える会	堀内 博	五十嵐 武馬	富士吉田市新西原一―一八―六	平成二十八年 四月一日	平成二十八年 六月三日
新	山梨県歯科衛生士連盟	宮下由美子	齋藤 知美		平成二十八年 六月七日	平成二十八年 六月七日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
山梨維新の会	小沢 鋭 仁	柴田 寧	甲府市德行二―一六―二八	平成二十八年 五月十三日	平成二十八年 五月十七日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
宮澤 由佳	参議院議員	ゆかの会	甲府市相生一―一二―清田ビル 三階	宮澤 由佳	平成二十八年 五月二十日	平成二十八年 五月二十日
櫻田 力	南アルプス市議会議員	桜田力を支援する力和会	南アルプス市下市之瀬一五九	櫻田 力	平成二十八年 五月二十日	平成二十八年 五月二十三日

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一三、七九八

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一八一、六四六

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、六三五
南巨摩郡	一〇、九八〇
中巨摩郡	四、八八七
南都留郡	一二、四六八
甲府市	五一、七一七
富士吉田市	一三、六九一
都留市・西桂町	九、七〇五
山梨市	九、九五〇
大月市	七、四四一
韮崎市	八、二六六
南アルプス市	一九、二三八
北杜市	一三、五五七
甲斐市	一九、七八二
笛吹市	一九、〇八七
上野原市・北都留郡	七、三四六
甲州市	九、一七四
中央市	八、〇三九

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

施設の名 称	施 設 の 名 称	所 在 地
ユニット型特別養護老人ホーム 桃源荘	桃源荘	山梨県山梨市一町田中百五十五

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号及び昭和四十六年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正）
表中「富士吉田市上吉田字三枚畠一五四二番」を「富士吉田市上吉田字三枚畠六五三〇番」に改める。
（昭和四十六年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号の一部改正）
表中「桃源荘」を「特別養護老人ホーム 桃源荘」に、「山梨市一丁目田中一五五番地」を「山梨市一町田中一五五」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成二十八年七月十日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十八年六月二十一日（ただし、年齢については同年七月十日）
- 二 登録を行う日 平成二十八年六月二十一日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十八年六月二十二日

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により、平成二十八年七月十日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十八年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

縦覧に供する期間 平成二十八年六月二十二日 委員長 成澤秀仁

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番